

令和7年度開設分  
地域密着型サービス事業所  
募集要項

令和6年9月  
荒尾市

## 1 公募の趣旨

荒尾市では、介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、「第9期荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの整備を行います。

適正かつ質の高いサービスを安定的に提供する観点から、事業予定者の選定について公募制を採用します。

## 2 公募する地域密着型サービス事業の内容

### (1) サービスの種類・整備地区・整備予定数

サービスの種類	整備地区	整備予定数（床数）
認知症対応型共同生活介護	全域	1か所（18床以内）

### (2) 整備条件

整備区分	条件
新設	特になし
増床	18床から27床への増床も可
サテライト型 ※	本体事業所から通常交通手段を用いて20分以内で移動できる範囲内であること。また、本体事業所ユニット数を上回らず、かつ、本体事業所ユニット数との合計が4ユニットまでであること。

※サテライト型事業所には、本体事業所との兼務により、代表者・管理者を配置しないことが可能なこと、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することが可能なこと等のメリットがあります。

### (3) 整備年度

今回の公募に係る認知症対応型共同生活介護の整備は、令和7年度中に整備を完了するものとしてします。

## 3 応募の要件

(1) 応募予定者は法人であること。（新たに法人を設立する場合は、応募書類提出までに法人を設立すること。）

(2) 厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす整備計画であること。

(3) 介護保険法第78条の2第4項及び第5項、第115条の12第2項及び第3項の規定に該

当しないこと。

- (4) 荒尾市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団ではないこと及び法人役員等が第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (5) 事業実施に必要な土地及び建物が確実に確保できること。若しくは、10年以上の土地又は建物の賃借契約の締結が確実であること。
- (6) 開設に関する地元説明会等を実施し、住民の理解を得られていること。その際、事業の開始には市の指定が必要であり、事業実施できない可能性があることを説明しておくこと。
- (7) 建設用地や建物は、面積、形状、道路付、給排水、農地法、都市計画法、建築基準法、消防法等の点から支障がないこと。
- (8) 令和7年度内に整備を完了し、整備完了後すみやかにサービスを提供すること。

#### 4 地域密着型サービス事業予定者の審査及び決定方法

##### (1) 審査

- ① 提出書類に不備がある場合又は虚偽の記載がある場合は、審査対象となりません。
- ② 応募申込書類の受付期間終了後、市は事業予定地の現地調査を行います。
- ③ 審査は、荒尾市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による書類審査、応募事業者のプレゼンテーション及びヒアリングをもって行います。プレゼンテーションの順番、日時等は文書にてお知らせします。なお、選定委員会における審査により、総得点の6割に満たない場合は選定を見送ることがあります。

##### 【評価項目及び配点】

評価項目	配点
1 法人の状況 (法人の理念、設立年数、従業者数、決算等の財務状況など)	10点
2 事業の実績 (介護保険サービス事業の運営実績、荒尾市内における介護保険施設や地域密着型サービスの整備実績など)	15点
3 事業所の整備計画 (事業所周辺地域への説明状況、整備予定地の交通利便性、用地取得の確実性、事業の収支計画や借入金返済計画の適正さなど)	15点
4 応募動機及び事業運営の理念・基本方針 (応募事業、事業運営の理念や基本方針、認知症介護に対する考え方など)	5点
5 事業所の管理体制 (整備予定の事業所における人員配置、危機管理体制、防災対策、衛生管理及び感染症対策、事故・虐待の防止、苦情処理体制、個人情報の適切な取扱、人権に関する考え方など)	20点

6 サービスの質の向上や人材確保に関する具体的方策等 (サービス提供の質の向上に関する具体的な目標・方策や創意工夫、利用者確保策や利用者負担金、介護現場における離職防止・定着促進に関する取組など)	20点
7 利用者の家族や地域等との関わり (利用者家族や地域との関わりに関する取組、医療機関その他の関係機関との連携に向けた取り組み、地域貢献に関する考え方など)	15点
合 計	100点

## (2) 決定

- ① 事業予定者は、荒尾市地域密着型サービス事業者選定委員会の審査に基づき、市長が決定します。
- ② 事業予定者の決定は、地域密着型サービス事業者としての指定を前提としたものですが、指定を受けるためには、改めて指定申請を行う必要があります。

その際、法人の代表者、事業所の管理者及び計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める研修を修了している必要がありますので御留意下さい。

※ 応募申込みがない場合、または、事業予定者が「該当なし」となった場合は、再度公募を行う場合があります。

## 5 審査結果の通知

- (1) 応募事業者に対し、審査結果を文書で通知します。
- (2) 結果通知の時期は、1月中を予定していますが、審査に時間を要する場合など遅れることがあります。
- (3) 審査結果についての異議申立て等は、一切受け付けません。

## 6 その他

- (1) 応募に関する一切の費用（書類作成、証明にかかる費用負担等）については、応募事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- (3) 公募の公平性を期すため、一旦受理した書類は、軽微な修正を除き内容の変更は認めません。
- (4) 事業予定者の選定に当たり別途確認が必要とされる場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (6) 施設整備費補助金について

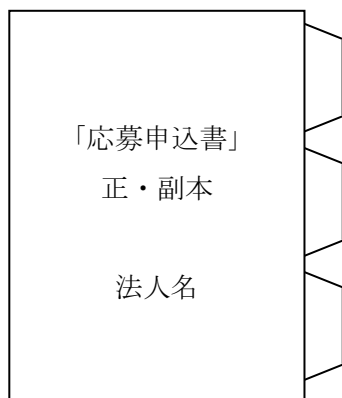
地域医療介護総合確保基金を活用した補助金交付を予定しておりますが、県における補助

金の交付決定が前提となりますので、確定的なものではないことをあらかじめ了承願います。

なお、補助金を活用される場合の施設建設については、市の事務指示後に着工していただくことになります。

#### (7) 提出書類の体裁

応募申込書類はA4判とし、それより大きいサイズの書類はA4判サイズに織り込んで作成し、全体の目次に沿って、ページ番号及びインデックスを付けてください。



- ※ 左側を綴じる
- ※ 次の7. 応募手続き(2) 応募申込みに関する提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付ける
- ※ 表紙の次からページを付ける

## 7 応募手続き

### (1) 応募申込書類の提出

応募事業者は、次の応募申込みに関する提出書類一覧を参照のうえ書類を作成し、正本(原本)1部、副本1部(正本の写しで可)を直接持参してください。

なお、副本についてはインデックスを付ける必要はありません。

### (2) 応募申込みに関する提出書類一覧

項目	備考	様式
○応募申込書		様式第1号
○事業者の概要		様式第2号
○定款又は寄附行為	最新のもの	任意
○法人登記簿謄本	3か月以内に発行されたもの	
○印鑑証明	3か月以内に発行されたもの	
○決算書等	直近3年間の決算書等 (公的機関からの補助金、融資、寄付などある場合は過去3年間の内容と実績が分かる資料を添付すること) ※提出日時点において法人設立から3年を経過していない場合は設立年度以降すべてを提出すること	任意
○事業計画概要	参考様式1及び2については、任意様式での提出も可(参考様式の内容を網	様式第3号 参考様式1

	羅しておくこと)	参考様式2
○代表者経歴書		様式第4号
○管理者経歴書	未定の場合は「未定」で提出	様式第5号
○計画作成担当者経歴書 ※配置が必要なサービス	未定の場合は「未定」で提出	様式第6号
○図面等	①事業所開設（予定）地の位置図及び 字図 ②事業所の平面図（各室の用途及び面 積を明示すること） ③建物平面図（併設事業がある場合）	任意
○事業の実施方針等	プレゼンテーション審査における説明 は様式第7号の記載内容に即して行う こと（プレゼンテーションの資料は審 査当日までに別途準備すること） ※プレゼンテーション審査の日程等 については応募申込受付後に別途文書 にて通知	様式第7号
○誓約書		様式第8号
○事業者のパフレット	パンフレットの提出は任意とし提出す る場合は応募申込時に5部（複数ある 場合は各5部）添付すること	任意

※上記のほか、市が必要とする書類の提出を求める場合があります。

### (3) 提出期間及び提出場所

日 時	提出場所
令和6年10月1日（火） 午前8時30分から 令和6年10月31日（木） 午後5時15分まで（厳守） ※土・日・祝祭日は除きます。	荒尾市宮内出目390番地 荒尾市役所 保険介護課 介護保険係 ※提出は持参のみとします。 来庁時は事前に連絡してください。

## 8 公募に関する質問について

### (1) 質問方法

公募に関する質問については、質問票（様式第9号）を使用し、電子メール

([kaigo@city.arao.lg.jp](mailto:kaigo@city.arao.lg.jp)) にて送付してください。

上記以外の方法による質問や電話・窓口等での対応は不可とします。

## (2) 質問の受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月27日(金)の午後5時15分まで

## (3) 回答

質問内容及び回答につきましては、令和6年9月30日(月)の午後5時15分までに、質問者名を伏せ、質問内容及び回答を荒尾市ホームページ(<https://www.city.arao.lg.jp/>)に掲載します。個別の返信は行いませんので御了承ください。

※該当のページはサイト内検索にて「地域密着型サービス 公募」などの文言で検索してください。

## 9 スケジュール

令和6年	
9月2日(月)	募集要項等の公開、質問受付開始
9月27日(金)	質問受付終了(9月30日までに回答を随時公開)
10月1日(火)	応募受付開始
10月31日(木)	応募受付終了
11月上～中旬	書類審査、事業所予定地調査
11月下旬～12月上旬	プレゼンテーション及びヒアリング
12月末	事業予定者の決定
令和7年	
1月上旬	荒尾市介護保険運営協議会への内容説明
1月中旬	応募事業者への結果通知
4月1日以降	事業所建物建設 事業所指定 サービス提供開始

**【問い合わせ先】**

〒868-8686

荒尾市宮内出目390番地

荒尾市保健福祉部保険介護課介護保険係

TEL 0968-63-1418

FAX 0968-69-0955

E-mail [kaigo@city.arao.lg.jp](mailto:kaigo@city.arao.lg.jp)